

---

◎議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議案第10号、議の10-1でございます。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成27年9月4日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。構成団体について、6団体の脱退と1団体の加入に伴う北海道市町村総合事務組合規約別表第1の変更並びに共同処理する第1項から第7項までの事務について、5団体の脱退と18団体の加入及び共同処理する第9項の事務について、6団体の脱退と1団体の加入に伴う同規約別表第2の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決します。

議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。